

設計図書等に関する質問・回答書

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

契約番号 第2025000068号

件 名 物件移転補償調査業務

番号	質 問 事 項	回 答 事 項
1	本業務の、実施物件において生産設備とともに非木造建物が現地に存在するように見受けられますが、こちらは協議の上で必要となった場合に設計変更対象となるのでしょうか。	協議の上で必要がある場合には対象とします。
2	補償対象物件が標準書に基準がない場合には協議の上で必要な場合には見積対応とするという考えで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	給排水管等の工作物の調査算定については、協議の上で必要となった場合に設計変更対象となるのでしょうか。	協議の上で必要がある場合には対象とします。
4	生産設備の動力につきまして、引込電柱等による場合には、協議の上で必要となった場合に設計変更対象となるのでしょうか。	協議の上で必要がある場合には対象とします。

令和7年4月18日

回答者 大崎地域広域行政事務組合
事務局総務課長(公印省略)